

病 欠 証 明 書

学 校 名	石 川 県 立 金 沢 北 陵 高 等 学 校
学年・組・性別・年齢	学年 組 男・女 年齢 歳
生 徒 氏 名	
病 名	
上記の疾病により 平成 年 月 日 より 約 日間の休養を (要する ・ 要した) ことを証明する。	
平成 年 月 日	
住 所	
医療機関名	
電 話 番 号	
医 師 名	
印	

(注) この証明書は、学校において予防すべき感染症による出席停止の際の証明にのみ用いるものとする。

参 考 学 校 保 健 安 全 法 施 行 規 則 (抄)

(感染症の種類)

第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス族MERSコロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

第2種 インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎*その他の感染症

(出席停止の期間の基準)

第19条 (略)

*その他の感染症（例：感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症等で出席停止が必要と判断したもの）